

居住名簿に関する政令

- － 1993 年カンボジア王国の憲法
- － カンボジア王国政府の任命に関する 1993 年 11 月 1 日付勅令
- － 王国政府の構成修正に関する 1994 年 10 月 29 日付勅令第 NS-RKT-1094-83 号
- － 王国政府の構成修正に関する 1994 年 10 月 31 日付勅令第 NS-RKT-1094-90 号
- － 王国政府の構成修正に関する 1997 年 8 月 7 日付勅令第 CS-RKT-0897-147 号
- － 閣僚評議会の組織及び機能に関する法律を公布する 1994 年 7 月 20 日付勅令第 02 NS-94 号
- － 内務省の設立に関する法律を公布する 1996 年 1 月 24 日付勅令第 NS-RKT-0196-08 号を参照し
- － 内務省共同大臣の提案により
- － 1997 年 8 月 28 日に開催された会議で閣僚評議会の承認を得て

以下を決定する

第 1 条

本政令の附属書¹におけるひな型で居住名簿を作成すること。

第 2 条

居住名簿は、各住戸に住んでいる人数についての情報を集めるため、警察的措置として使用される名簿である。

この名簿は、この名簿に名前を書かれた人の身分又はカンボジア国籍を指定するために使用されない。

第 3 条

各住戸について責任を負う主たる者である者は、誰でも、その者がその家の所有者又は賃借人であるかにかかわらず、自身とともに恒久的に生活しているすべての者の名前を居住名簿に書く義務を負う。

第 4 条

居住名簿の名前の管理及び登録は、内務省の所管である。

第 5 条

居住名簿に名前を書くための正規手続きは、内務省の通知により決定される。

¹ 当時の官報によっても、附属書として、居住名簿の表紙の書式例が添付されているのみで、登録項目の書式例は添付されていない。

第6条

本政令の発効後遅くとも3か月以内に、本政令第3条に従って、自身の義務を履行しない主たる者は、5万リエルの罰金を科され、及び罰金刑の日から自身の名前及びその家族の名前を居住名簿に書く義務を負うものとする。

第7条

本政令の規定に反して自身の義務を遂行する所轄官庁は、有効な法律に従い、罰せられるものとする。

第8条

本政令に反する規定は、無効とみなされるものとする。

第9条

閣僚評議会官房担当共同大臣、内務省共同大臣、国防省共同大臣、経済財政大臣、関連するあらゆる機関の長は、その署名日から本政令を適用するものとする。